

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を 改正する法律の概要

総務省

1 福島復興再生特別措置法の策定に伴う新たな支援策

- 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成 25 年度以後当分の間継続。
- 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則 3 年度分とし、平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに除外された区域についても適用。

2 住宅・土地税制

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年延長。(平成 24 年度～平成 25 年度)
- 不動産取得税の住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4%→3%) 及び宅地評価土地 (住宅用地・商業用地) に係る課税標準の特例措置 (2 分の 1) を 3 年延長。(平成 24 年度～平成 26 年度)
- 固定資産税等 (土地) の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを 3 年延長 (平成 24 年度～平成 26 年度)。また、住宅用地特例 (特例割合 1/6 等) も現行を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止。

3 自動車税制

◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の再編等

- いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3 年延長。(平成 24 年度～平成 26 年度)
- 一定の先進安全自動車 (ASV) 及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設。(平成 24 年度～平成 26 年度)

4 地方自治の確立に向けた地方税制度改革

- 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））を導入。（固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。）

5 税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。（平成24年度～平成25年度）
- 鉄道駅のバリアフリー化に伴い設置されるホームドア及びエレベーターに係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設。（平成24年度～平成25年度）
- 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る固定資産税等の非課税措置を追加。
- JR三島会社（JR北海道、四国、九州）の事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、並びにJR三島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を5年延長。（平成24年度～平成28年度）
- 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し3年延長。（平成24年度～平成26年度）
- 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長。（平成24年度～平成25年度）

◎ 軽油引取税の特例措置

- 軽油引取税の課税免除の特例措置を原則3年延長。（平成24年度～平成26年度）

◎ 沖縄振興税制

- 沖縄振興特別措置法に基づく地域制度における事業所税の課税標準の特例措置の新設、拡充。（平成24年度～平成28年度）
- 沖縄電力（株）が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を3年延長。（平成24年度～平成26年度）

6 その他

◎ 国有資産等所在市町村交付金法の改正

- 国から新関西国際空港株式会社に出資される固定資産のうち固定資産税が課されるものについて、平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外。

施行期日 平成24年4月1日